

コンタクトレンズに係る診療費について

1. 当院では下記の医師（眼科専門医）が担当いたします。
2. 初診料は291点、再診料は75点、コンタクト検査料は200点です。
3. 初回は初診料、2回目以降は再診料になります。

上の診療費は、コンタクトレンズの処方または経過観察の場合にのみ当てはまるもので、厚労省が決めた保険点数です。

☆当保険医療機関又は当保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料でいただきます。

☆コンタクトレンズ装用のため受診された方でも、厚労省が規定した疾患がある場合は、通常の保険点数になります。（例えば、斜視、弱視、不同視、円錐角膜、角膜変形、高度不正乱視、緑内障、高眼圧症、網膜硝子体疾患、視神経疾患、手術の前後、度数のない治療用コンタクトレンズやカラーコンタクトレンズ、コンタクトレンズの装用を中止する必要がある場合など）

☆なお、治療を要する場合は、別途費用が掛かります。

☆ご不明の点がございましたら、遠慮なくお尋ねください。

（担当眼科医師および眼科診療経験）

山口 千鶴	昭和55年より眼科医療に従事
岡部 仁	昭和54年より眼科医療に従事
渡邊 大助	平成06年より眼科医療に従事
森 直樹	平成07年より眼科医療に従事
阿部 さち	平成18年より眼科医療に従事

令和6年6月 春樹記念眼科診療所